### 静岡県立富士東高等学校の施設等の開放に関する細則

最終改正 令和6年11月1日

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱(以下「要綱」という。) 第10条第2項の規定に基づき、静岡県立富士東高等学校の施設等の開放について、その円 滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設開放委員会)

- 第2条 静岡県立富士東高等学校施設開放委員会(以下「施設開放委員会」という。)は以下の者で構成する。
  - (1) 委員長 校長
  - (2) 副委員長 副校長
  - (3) 委員 事務長、事務職員、体育施設担当教員
  - (4) 各施設利用団体代表者
- 2 静岡県立富士東高等学校施設開放委員会事務局は静岡県立富士東高等学校事務室に設置 する。

#### (利用者の範囲)

第3条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、文化活動又はスポーツ活動を 目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。

# (利用団体の登録)

- 第4条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)は、年度ごと開放施設等の利用を開始する5日前までに、開放施設等利用者登録申請書(様式第1号)及び利用者名簿(様式第2号)を施設開放委員会へ紙又は電磁的記録ファイルにより提出しその承認を受けなければならない。
- 2 施設開放委員会は、登録申請書を審査し、承認した団体には登録証(様式第3号)を交付する。
- 3 翌年度の登録申請については前年度の11月1日から申請することができる。
- 4 利用団体は、年度の中途において申請内容に変更が生じた場合、当該変更部分につき速 やかに様式第1号又は第2号を提出する。

#### (開放施設等の種類及び利用種目)

第5条 開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の 右欄に掲げる種目とする。

| 運  | 動    | 場  | ソフトボール、野球、サッカー、フットサル            |
|----|------|----|---------------------------------|
|    |      |    | その他施設開放委員会が適当と認めるもの             |
| テニ | ニスコー | ート | 硬式テニスその他施設開放委員会が適当と認めるもの        |
| 体  | 育    | 館  | バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、バドミントン、卓 |
|    |      |    | 球、インディアカ、体操その他施設開放委員会が適当と認めるもの  |
| 武  | 道    | 場  | 柔道、剣道その他施設開放委員会が適当と認めるもの        |
| 普  | 通 教  | 室  | PTAの時間外補講                       |
| 特  | 別教   | 室  |                                 |

2 開放設備は、前項の種目を行うのに必要な設備に限るものとする。

(開放の日時)

- 第6条 開放日は、学校運営及び教育活動に支障のない範囲とする。
- 2 前項の基準を満たす場合でも、12月27日から翌年1月3日までは開放しない。
- 3 開放時間は、下表の範囲を限度として、かつ施設開放委員会が許可した時間とする。

|    |      | /   | 時間                 |
|----|------|-----|--------------------|
| 運  | 動    | 場   | ・8時00分から21時00分までの間 |
| テニ | ニスコー | - } | ・授業及び部活動等の時間ではないこと |
| 体  | 育    | 館   | ・8時00分から21時00分までの間 |
| 武  | 道    | 場   | ・授業及び部活動等の時間ではないこと |
| 普  | 通 教  | 室   | ・授業及び部活動等の時間ではないこと |
| 特  | 別 教  | 室   | ・投来及い部位割寺の時間ではないこと |

# (利用計画の決定等)

- 第7条 施設開放委員会は、第8条1項の申請に基づき利用計画を決定の上、毎月当該計画 を前月の末日までに公表する。
- 2 施設開放委員会は、第8条1項の許可をした場合は、申請団体に開放施設利用許可証 (様式第4号)を書面又は電磁的記録媒体の方式により交付する。
- 3 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、開放施設利用許可証交付後であっても、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

# (利用の手続)

- 第8条 第4条1項の承認を得た団体(以下「承認団体」という。)は、利用しようとする 月の前月10日までに開放施設等利用申請書(様式第5号)を施設開放委員会に紙又は電磁 的記録ファイルにより提出し、その許可を得なければならない。なお、前月11日以後の利 用申請については、予約状況に応じて受け付けられるものとする。
- 2 承認団体は、開放施設等の使用をする直前の学校開業時間内に施設開放委員会事務局まで来校し、利用の際に必要な鍵を施設開放委員会から借り受ける。
- 3 承認団体は、開放施設等の使用が終わった時は、速やかに借り受けた鍵を返却しなけれ ばならない。
- 4 承認団体は、当該月の使用がすべて終了した場合、速やかに開放施設等利用報告書(様式第6号又は様式第6号の2)を紙又は電磁的記録ファイルにより提出しなければならない。
- 5 第1項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、施設開放委員会に 速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

#### (利用の調整)

第9条 前月の11日の時点で同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、過去の利用実態及び利用実績を考慮し、委員長が利用者を決定する。

#### (経費)

第10条 電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただ

- し、施設開放委員長が認める場合は、この限りではない。
- 2 電気料は、「自動販売機等を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の事務取扱いについて」(最終改正平成9年4月1日(8)管財第540号出納事務局長通達)第6項により算定した使用電気料相当額を徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により案分する。
- 3 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。
- 4 承認団体は、第1項から第3項に定める経費を、施設開放委員会が発行する納入通知書により、納入通知書に記載されている期日までに納入しなければならない。
- 5 承認団体は、前項により第1項から第3項に定める経費を納入したときには、速やかに 施設開放委員会に領収書の写しを提出しなければならない。
- 6 承認団体は、施設及び設備に損害を与えた場合は、速やかにその損害を施設開放委員会報告しなければならない。
- 7 施設開放委員会は、承認団体から前項の報告を受けた場合は、速やかにその損害を調査 し、承認団体に賠償させるかを決定し、また通知しなければならない。

# (利用者の遵守事項)

- 第11条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用時間を厳守すること。
  - (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
  - (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
  - (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
  - (5) 学校敷地内における飲酒並びに喫煙及び所定の場所以外での飲食をしないこと。
  - (6) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
  - (7) 開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
  - (8) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
  - (9) 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
  - (10) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
  - (11) 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
  - (12) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
  - (13) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
  - (14) 前条第1項から第3項に定める経費を納入期限までに納入すること
- 2 施設開放委員会は、施設利用団体が前項の規定に違反する場合、その回数に応じて下表 の処置をとることができる。

| 違反回数 | 処置の内容               |
|------|---------------------|
| 1回   | 口頭による注意又は1カ月以内の利用禁止 |
| 2回   | 文書による勧告又は2カ月以内の利用禁止 |

| 3回 | 3カ月間の利用禁止                   |
|----|-----------------------------|
| 4回 | 利用者登録取消及び当該年度における再度の利用登録の禁止 |

# (専決事項)

第12条 専決者は、下表に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。

副委員長 専決事項

- 1 第7条第1項の利用計画の決定
- 2 第7条第1項の承認団体への利用許可証の交付
- 3 第8条第1項の利用の許可
- 4 第8条第4項の開放施設等利用報告書の収受

### 附則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 静岡県立富士東高等学校体育施設利用規則は、平成17年7月20日をもって廃止する。
- 3 平成17年度に限り、第3条の開放施設等利用者登録申請書及び利用者名簿、第7条の開放施設等利用申請書の提出は4月1日から4月15日までとする。また、平成17年4月計画に限り、第6条の使用計画の公表は5月16日までとする。

附則

この改正は、平成17年5月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度に限り、改正前の様式による申請を認める。

附則

この改正は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

附 目

この改正は、令和6年11月1日から施行する。